

愛媛県司法書士会・愛媛県土地家屋調査士会合同会館利用要綱

(適用及び目的)

第1条 この要綱は、ラベンダーホールを利用しようとする者が、愛媛県司法書士会（以下「司法書士会」という。）若しくは愛媛県土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）のいずれの会員でもない個人又構成員全員が司法書士会若しくは調査士会の会員である団体以外の団体である場合に適用し、ラベンダーホールの全体的な利用の調整及び適正且つ円滑な運営をはかり、もって合同会館が市民に開かれた会館として機能することを目的とする。

(利用申込及び承認)

第2条 ラベンダーホールを利用しようとする者は、利用目的、利用予定者及び予想参集者を明らかにし、利用責任者1名を定め、利用しようとする日時の14日前までに、別紙申込書を合同委員会に提出して申込み、委員長の承認を得なければならない。

- 2 委員長においてやむを得ない事情があると認めた場合は、前項の申込は利用しようとする日時の前日まで行うことができる。
- 3 申込者は、第1項の日時を変更しようとするときは、その旨を合同委員会に申出なければならない。
- 4 申込にかかる利用日時が、第3条所定の日時でない場合、又は、自己の申込より先にその利用日時に重なるラベンダーホールの利用の申込（司法書士会・調査士会合同会館管理運営要綱に基づく申込を含む。以下同様とする。）がある場合は、その日時について第1項の申込を受け付けることができない。ただし、仮受付を妨げない。
- 5 前項の規定は、第3項の申出の場合に準用する。
- 6 利用の目的が、公序良俗に反するおそれがあると認められる場合、合同会館若しくは近隣の秩序若しくは平穩を害するおそれがあると認められる場合又は営利、宗教若しくは政治に関わるものであると認められる場合は、特段の事情のない限り、第1項の承認をすることはできない。

(利用日時)

第3条 ラベンダーホールの利用日時は、管理担当事務局の勤務する日時内でなければならない。

(利用料)

第4条 ラベンダーホールの利用料は、管理費、光熱費等の実費相当として、別表のとおりとし、申込者は利用日時までに管理担当事務局に納めなければならない。なお、申込者が団体である場合の利用料の負担は、申込者、その代表者及び利用責任者が連帯して負担しなければならない。

- 2 利用開始後に利用をとりやめたときは、申込者は既に納め終えた利用料の返還を請求することはできない。ただし、一時も利用していない日に相当する分の利用料について

は、この限りでない。

- 3 利用開始後に利用の承認を取消されたときは、申込者は既に納め終えた利用料のうち利用した時間が一時でも重なる時間帯に相当する分の返還を請求することはできない。

(利用日時の延長)

第5条 申込者は、ラベンダーホールの利用中、管理担当事務局の許可を得て、第3条所定の日時内且つその利用日時に重なるラベンダーホールの利用の申込のない日時内に限り、利用日時を延長することができる。この場合、延長しようとする期間に相当する前条の利用料を許可の際に納めなければならない。

(厳守事項)

第6条 ラベンダーホールの利用にあたって、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) この要綱に従うこと。
- (2) 机、イスの配置等の会場の設営は、利用予定者みずから行うこと。
- (3) 合同会館内において食事をする場合は、委員長の許可を受けること（仕出し弁当等によることを原則とする。）。
- (4) 委員長の許可なく、合同会館内において、飲酒をしないこと。
- (5) 秩序を守り、委員長の許可なく、動物（補助犬を除く。）、異臭・騒音を発するもの、危険物、大がかりな機器等合同会館の管理に支障を与えるおそれのあるものを搬入してはならず、放歌等他の迷惑となる言動をしないこと。
- (6) 委員長の許可なく、利用予定者及び予想参集者以外の者を、合同会館に立ち入らせないこと。
- (7) 委員長の許可なく、営利事業者に出展させないこと。
- (8) むやみに合同会館のラベンダーホール（その利用に付随して通常利用すべき4階の他の場所を含む。）以外の場所に立ち入らないこと。
- (9) 火気に注意し、喫煙場所以外の場所で喫煙をしないこと。
- (10) 司法書士会及び調査士会（以下「両会」という。）の業務及び両会事務局の事務に支障を与えないこと。
- (11) 利用責任者は、利用の終了にあたっては、利用日時内に、後片付け（机、椅子の位置の原状回復は不要。）、通常の清掃を行うとともに、消灯、戸締まり等の点検をすること。
- (12) 利用を終了したときは、利用責任者は直ちに管理担当事務局へ報告すること。
- (13) 管理担当事務局の指示に従うこと。

(損害賠償)

第7条 利用者が、故意又は過失により合同会館又は合同会館内にあるべきの物について、毀損、滅失、紛失、盗難、焼失等の事態を生ぜしめたときは、利用責任者は直ちにその旨を管理担当事務局へ届出るとともに、申込者、その代表者、利用責任者及び利用者は連帯してその損害を賠償しなければならない。

- 2 合同会館内で発生した事故により申込者又は利用者に損害が生じたとき、両会は一切の責任を負わない。

(鍵の管理徹底)

第8条 この要綱による利用の場合は、合同会館の一切の鍵を利用者に所持させることはできない。

(利用時間の特例)

第9条 利用責任者が司法書士会又は調査士会の会員である場合は、第3条の規定は適用しない(第2条第4項においては「第3条所定の日時でない場合、又は、」、第5条においては「第3条に規定する日時内且つを」を、削除して読み替えるものとする。)。この場合、第3条所定の日時でない日時に利用中に、利用日時を延長する場合は、第5条の規定に関わらず、利用終了後速やかに、その旨を管理担当事務局へ届出て、あわせて延長した期間に相当する利用料を納めることをもって足りる。

- 2 前項前段により第3条所定の日時でない日時に利用する場合は、第8条の規定に関わらず、利用責任者は会員として所属するそれぞれ両会の事務局から、出入鍵1個を預かることができる。この場合、利用終了後速やかに、その出入鍵を返還しなければならない。
- 3 前項の場合、第6条第12号に規定する管理担当事務局への報告は速やかに行うべきものとし、第7条第1項に規定する届出は速やかに管理担当事務局又は委員長へ行わなければならないものとする。

(承認、許可の取消)

第10条 この要綱に違反するおそれのあるとき若しくは違反したとき又は承認を得た目的以外に利用するおそれのあるとき若しくは利用したときは、委員長は、いつでもこの要綱による承認又は許可を取消することができる。

(利用申込の調整)

第11条 委員長がやむを得ないと認めるときは、申込者の利用日時を他の日時に変更すべき旨を勧告することができる。

- 2 前項の勧告を受けた者が、その勧告に応じない場合は、委員長は合同委員会の決議により、その利用日時を他の日時に変更する処置をとることができる。

(異議の申立ての禁止)

第12条 この要綱による不承認、取消及び日時変更処置に対しては、異議を申し立てることができない。

(改廃)

第13条 この要綱の改正は、合同委員会の決議による。

2 この要綱の廃止は、両会の理事会の決議を要する。

附則

1 この要綱は、平成17年4月15日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成26年4月4日から施行する。